

ここが知りたい!新規制基準 Q & A

Q 津波対策として、原子力発電所によって防潮堤や防波壁の高さが違うのは、なぜ?



A 原子力発電所ごとに、想定される最大規模の津波や敷地の高さなどに応じて、もっとも適切な津波対策が検討されています。

北海道から鹿児島県まで全国に約50基の原子力発電所がありますが、それぞれ立地条件が異なります。このため、たとえば太平洋側のような顕著なプレートのもぐり込みが認められていない日本海側では、東北地方太平洋沖地震と同様の津波は発生しないと考えられるなど、想定される津波の大きさも違ってきます。また、それぞれの原子力発電所が設置されている敷地の高さも異なります。

新規制基準では、防潮堤や防波壁の設置を義務づけているのではなく、想定される最大規模の津波(基準津波)によって安全性が損なわれないことを求めていますので、各事業者はそれぞれの原子力発電所で基準津波の大きさや敷地の高さを考慮して、設置するかどうかを決めています。

■防潮堤や防波壁計画の例

	北海道電力(株) 泊発電所	東北電力(株) 女川原子力発電所	中部電力(株) 浜岡原子力発電所
想定される津波 (基準津波)	7.3m	23m	21.1m
敷地の高さ	10m	13.8m	6~8m
防潮堤や 防波壁の高さ	16.5m	29m	22m (両端部は24m)
防潮堤や 防波壁の長さ	1.3km	800m	1.6km



防波壁の設置工事
浜岡原子力発電所(静岡県)



海拔22mの防波壁
浜岡原子力発電所(静岡県)

写真提供: 中部電力(株)